

広島県工賃向上に向けた取組

第3期

(平成30年度～平成32年度)

平成30年8月

広島県 健康福祉局 障害者支援課

目 次

第 1	取組策定の趣旨等	2
1	取組策定の趣旨	
2	取組の位置づけ	
第 2	取組の対象期間	2
第 3	対象事業所	3
1	就労継続支援A型	
2	就労継続支援B型	
第 4	「広島県工賃向上に向けた取組（第 2 期）」に基づく取組と課題	4
1	障害者経済的自立支援事業の実施	
2	共同受注窓口の運営体制強化	
3	優先的発注制度の拡充	
4	包括連携協定締結企業等との取組	
5	現行の工賃水準（目標工賃と工賃実績の推移）	
6	開設年度別平均工賃（月額）（平成 28 年度と平成 29 年度の比較）	
7	課題	
第 5	平成 30 年度～平成 32 年度の目標工賃	8
1	目指すべき姿	
2	目標工賃	
3	目標工賃設定の考え方	
4	目標工賃の達成状況の把握・公表の方法	
第 6	目標達成のために取り組む方策	10
1	販路拡大	
2	体制整備	
3	普及啓発	
第 7	市町の取組	16
1	発注の拡大	
2	企業等への発注促進	
3	住民への理解促進	
4	市町の取組内容	
第 8	事業所の取組	20
1	P D C A サイクルの確立	
2	管理者のマネジメント力の向上	
3	利用者の意識向上	
4	利用者への支援	
5	製品力の強化	
6	販売力の強化	
7	受注体制の充実	
8	流通体制の整備	
9	優良事例等の活用	
10	より高い障害福祉サービス等報酬の算定	
第 9	推進体制	26
1	広島県障害者自立支援協議会「就労支援部会」の役割	
2	県の役割	
3	市町の役割	
4	事業所の役割	
第 10	関係資料	27
1	広島県事業所工賃向上計画様式	
2	平成 28 年度平均工賃の状況	
3	県内の就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組に関する調査結果	
4	広島県障害者自立支援協議会	
5	「広島県工賃向上に向けた取組」策定に係る検討組織	

第1 取組策定の趣旨等

1 取組策定の趣旨

本県では、障害のある方の就労支援に積極的に取り組むため、平成20年度に「広島県工賃ステップアップ計画」（平成20年度～平成23年度）を策定し、県内の就労継続支援事業所や旧体系の授産施設で働く方の工賃の向上を目指すための方針を示しました。

障害者が地域で自立して生活するためには、年金収入のほか、工賃収入が重要な位置を占めることから、現状や課題を踏まえ、平成24年度には「広島県工賃向上に向けた取組」（平成24年度～平成26年度）を、平成27年度には「広島県工賃向上に向けた取組（第2期）」（平成27年度～平成29年度）を策定し、工賃向上に取り組んでまいりました。

平成29年度末で「広島県工賃向上に向けた取組（第2期）」が終了しましたが、平成29年度の就労継続支援B型事業所の平均工賃（月額）は、16,037.9円（平成29年度平均工賃（時間額）216.4円、平成29年度最低賃金818円）となっており、障害者が地域において自立して生活するためには、障害基礎年金等の収入を合わせても十分ではありません。

工賃実績については、平成24年度以降概ね横這いとなっており、更なる引き上げを行うため、新たに「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」を策定し、県、市町、企業、障害者施設及び関係団体が一体となって、更なる工賃向上を目指すこととします。

国においても、継続して工賃向上に向けた取組を推進することとし、平成30年2月に『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針』を発出したところであり、広島県としても、この指針の内容に沿って、本取組を策定し、今後とも障害のある方の経済的な自立の実現に向けて取り組んでまいります。

2 取組の位置付け

平成30年度から、本県では第5期広島県障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）の実施期間に入ります。

この障害福祉計画は、障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標とするために策定したもので、就労継続支援B型事業所における工賃についても、障害者の経済的自立が可能となる収入確保を目指し、今後、取り組む施策の方向性を提示しています。

今回の「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」は、この障害福祉計画で提示した内容を、より具体的で確実なものとするために、平成30年度から平成32年度までの各年度の目標工賃とその目標達成のために取り組む具体的な方策を示すもので、「広島県工賃ステップアップ計画」及び「広島県工賃向上に向けた取組（第1期・第2期）」に続くものとして位置付けます。

第2 取組の対象期間

平成30年度～平成32年度

第3 対象事業所

原則として、県内で指定を受けているすべての就労継続支援B型事業所を対象事業所とし、対象事業所においては特別な事情がない限り、事業所工賃向上計画を作成することとします。

なお、就労継続支援A型事業所等で、工賃の引上げに積極的に取り組む事業所も事業所工賃向上計画の作成を可能とします。

1 就労継続支援A型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者

(3) 最低賃金・最低工賃

雇用契約を締結している利用者については、労働局が定める最低賃金

※ただし、最低賃金適用除外の特例措置あり。

※雇用契約を締結していない利用者に支払われる平均工賃は3,000円を下回ってはならない。

2 就労継続支援B型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

(3) 最低工賃

利用者に支払われる平均工賃は3,000円を下回ってはならない。また、就労継続支援B型の指定基準に「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃水準を高めるよう努めなければならない。」と規定されている。

第4 「広島県工賃向上に向けた取組（第2期）」に基づく取組と課題

1 障害者経済的自立支援事業の実施

次の事業を公益社団法人広島県就労振興センター等に委託して実施しました。

事業名	実施年度	支援事業所数	取組内容
事業所職員スキルアップ事業	平成27年度 平成28年度 平成29年度	58事業所 21事業所 34事業所	◆事業所職員に対する製品企画、店舗運営の講義及び実地研修の実施
専門家指導による技術・販売力向上事業	平成27年度 平成28年度 平成29年度	12事業所 10事業所 11事業所	◆ひろしまS-1サミットの開催（一次選考において、審査員から品質向上に向けたアドバイスを受ける。）
共同受注窓口機能強化事業 （H29～障害者就労支援事業所 売上向上対策事業に移行）	平成27年度 平成28年度	—	◆共同受注窓口の運営体制強化
障害者就労支援事業所売上向上対策事業	平成29年度		
農福連携による障害者の就労促進事業	平成28年度 平成29年度	4事業所 14事業所	◆事業所職員及び利用者に対する農業技術に関する指導 ◆助言及び販路開拓や6次産業化に向けた支援を実施

2 共同受注窓口の運営体制強化

平成24年9月に公益社団法人広島県就労振興センターに共同受注窓口を設置しました。

県から次の業務を委託するとともに、包括連携協定締結企業等での販売、セルフフェアの開催及び合同商談会への参加等を実施しました。

業務区分	内容
事業所情報の集約・提供	◆事業所等が提供可能な製品や役務情報の集約 ◆ホームページやSNS等のITを活用した情報提供、広報活動
販路開拓支援	◆事業所に対する販売力向上に向けた各種支援 ◆企業、官公庁等への営業活動
共同受注窓口体制の機能強化と事業所相談・支援	◆事業所に対する工賃向上に係る総合相談 ◆工賃向上に係る他県好事例等の調査研究等

3 優先的発注制度の拡充

障害者優先調達推進法に基づき、平成25年度以降、毎年度「障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針（県調達方針）」を策定するとともに、優先的発注対象物品について、平成26年度から拡充を行いました。

障害者就労施設等

障害者総合支援法に基づく事業所に加え、障害者支援施設、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体を含む。

優先的発注対象
◆印刷物（予定価格の制限なし） 名刺，封筒，一枚もののチラシ・パンフレット等及び冊子（黒色単色かつ完全原稿で校正なしのもの）に限定
◆印刷物以外の物品（予定価格 160 万円以内）で障害者就労施設等が自ら製作している物品

【参考】県の優先調達実績額

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
優先調達実績額	49,257 千円	32,513 千円	30,797 千円	32,858 千円

4 包括連携協定締結企業等との取組

公益社団法人広島県就労振興センターにおいて，次の取組が実施されました。

企業名	取組内容	取組場所	開始時期
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	店舗での事業所製品の常設販売	シャレオ店 中央郵便局店	平成 21 年 10 月 平成 28 年 6 月
株式会社ローソン	店舗での事業所製品の常設販売	広島紙屋町一丁目店 広島紙屋町二丁目店 広島並木通り店	平成 24 年 7 月
株式会社ポプラ	店舗での事業所製品の常設販売	本通駅前店 八丁堀店 クリスタルプラザ店	平成 25 年 8 月
イオン株式会社	店舗での事業所製品の常設販売	イオンモール広島府中	平成 26 年 10 月
広島銀行	店舗での定期販売	本店	平成 28 年 5 月

5 現行の工賃水準（目標工賃と工賃実績の推移）

広島県工賃向上に向けた取組				
区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月額	目標工賃(A)	16,000 円	17,300 円	18,700 円
	実績(B)	15,668 円	15,551 円	15,644 円
	B-A	▲332 円	▲1,749 円	▲3,056 円
	全国平均	14,190 円	14,437 円	14,838 円
時間額	目標工賃(C)	200 円	220 円	240 円
	実績(D)	190 円	188 円	197 円
	D-C	▲10 円	▲32 円	▲43 円

広島県工賃向上に向けた取組期間（第 2 期）				
区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
月額	目標工賃(A)	16,500 円	17,000 円	17,500 円
	実績(B)	15,939 円	15,892 円	16,038 円
	B-A	▲561 円	▲1,108 円	▲1,462 円
	全国平均	15,033 円	15,295 円	—
時間額	目標工賃(C)	210 円	220 円	230 円
	実績(D)	204 円	204 円	216 円
	D-C	▲6 円	▲16 円	▲14 円

【参考】 広島県における最低賃金の推移

年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
最低賃金	719 円	733 円	750 円	769 円	793 円	818 円

(1) 経年比較

広島県の平成 29 年度の平均工賃（月額）は 16,038 円で、工賃向上に向けた取組期間の初年度となる平成 24 年度の 15,668 円と比較して 370 円（2.4%）増加しています。

(2) 全国比較

広島県の平均工賃（月額）は、常に全国平均を上回って推移しています。

(3) 最低賃金との比較

平成 24 年度から平成 29 年度の県内の最低賃金の伸び率が 13.8%なのに対し、平均工賃（月額）の伸び率は、2.4%にとどまっています。

6 開設年度別平均工賃（月額）（平成 28 年度と平成 29 年度の比較）

開設年度	平成 28 年度実績		平成 29 年度実績		B-A
	提出事業所数	平均工賃 A	提出事業所数	平均工賃 B	
平成 18 年度	3	19,320 円	3	18,326 円	▲994 円
平成 19 年度	28	14,486 円	27	15,303 円	817 円
平成 20 年度	21	19,605 円	21	19,545 円	▲60 円
平成 21 年度	19	19,286 円	19	18,276 円	▲1,010 円
平成 22 年度	20	15,035 円	19	15,643 円	608 円
平成 23 年度	28	15,205 円	28	15,267 円	61 円
平成 24 年度	48	15,533 円	48	16,195 円	662 円
平成 25 年度	23	14,925 円	23	16,183 円	1,258 円
平成 26 年度	33	12,224 円	31	12,762 円	538 円
平成 27 年度	26	10,136 円	26	10,318 円	182 円
平成 28 年度	18	11,594 円	16	12,903 円	1,310 円
平成 29 年度	—	—	27	9,850 円	—
合 計	267	15,892 円	288	16,038 円	146 円

7 課題

- (1) 事業所単独による取引先拡大には限界があるため、共同受注窓口やふれ愛プラザを利用した役務の共同受注拡大や製品の常設販売場所の開拓等を行う必要があります。
- (2) 事業所製品及び受注可能な役務業務を企業や県民に広く周知するため、IT等を活用した積極的な普及啓発を行う必要があります。
- (3) 開設年度別の平均工賃では、開設した年度が新しい事業所ほど工賃が低い傾向にあるため、新規に開設する事業所に対し、効果的な取組を行う必要があります。
- (4) 特に、工賃実績が 10,000 円を割り込む事業所が多くあることから、全体の平均工賃の引き上げを狙った一般的な取組から、ターゲットを絞った取組を行う必要があります。
- (5) 農福連携による農業への参入など、今後、成長が期待できる分野への新たな事業所の参入を積極的に支援していく必要があります。
- (6) 事業者が作成する工賃向上計画がより実効性の高い計画として機能するよう、個別支援計画と連動したPDCAサイクルを確立する必要があります。

第5 平成30年度～平成32年度の目標工賃

本計画において、目標工賃は月額により算出する方法を基本とします。

ただし、事業所においてその利用形態により時間額により算出した工賃を目標とすることが好ましい場合には、時間額により算出することとします。

1 目指すべき姿

障害のある方が、地域で自立して安心して暮らせるためには、生活に必要な経費を、年金などの社会保障給付と、活動で得る工賃収入で賄うことができるようになることが重要です。これを、広島県として、目標工賃を設定する考え方の前提とします。

2 目標工賃

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月額	16,500円	17,000円	17,500円
時間額	220円	230円	240円

3 目標工賃設定の考え方

一人暮らしの障害者が1か月に必要とする生活経費について、生活保護を踏まえ約10万円と試算した場合、年金（障害基礎年金2級受給額：約65,000円を想定）などの社会保障給付との差額約35,000円を自らの就労による工賃で補う必要があります。

しかし、平成29年度の平均工賃（月額）実績は、16,038円であり、「広島県工賃向上に向けた取組（第2期）」（平成27年度～平成29年度）期間中における平均工賃（月額）の伸び率は、平成24年度の平均工賃（月額）実績15,668円と比較して370円（2.4%）の増加に留まっています。

これらの状況を踏まえ、次のとおり目標工賃を設定します。

(1) 目標工賃（月額）の設定

平成18年度から平成29年度までの年平均伸び率（2.4%）、各事業所が提出した平均目標工賃（平成30年度15,285円、平成31年度15,656円、平成32年度16,339円）及び平成30年度からの取組の充実強化を踏まえ、平成30年度以降の目標工賃は、引き続き年2.4%以上の増加を目指し、平成30年度の目標値を16,500円、平成31年度を17,000円、平成32年度を17,500円とします。

(2) 目標工賃（時間額）の設定

平成24年度から平成29年度までの年平均伸び率（2.6%）、各事業所が提出した平均目標工賃（平成30年度205円、平成31年度215円、平成32年度224円）及び平成30年度からの取組の充実強化を踏まえ、平成30年度以降の目標工賃は、引き続き2.6%以上の増加を目指し、平成30年度の目標値を220円、平成31年度を230円、平成32年度を240円とします。

【参考 1】 事業所が提出した平均目標工賃

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
月 額	15,285 円	15,656 円	16,339 円
提出事業所数	281 事業所	276 事業所	276 事業所
時間額	205 円	215 円	224 円
提出事業所数	144 事業所	144 事業所	144 事業所

【参考 2】 平均工賃の推移

(単位：円)

区 分	実 績								
	H18 年度		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月 額	12,419	→	14,397	15,668	15,551	15,644	15,939	15,892	16,038
伸び率 (H18 年度比)	100.0%	→	115.9%	126.2%	125.2%	126.0%	128.3%	128.0%	129.1%
時間額	—	→	—	190	188	197	204	204	216
伸び率 (H24 年度比)	—	→	—	100.0%	98.9%	103.7%	107.4%	107.4%	113.7%

【参考 3】 平均工賃の目標

区 分	目 標		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
月 額	16,500 円	17,000 円	17,500 円
伸び率 (H18 年度比)	132.9%	136.9%	140.9%
時間額	220 円	230 円	240 円
伸び率 (H24 年度比)	115.8%	121.1%	126.3%

4 目標工賃の達成状況の把握・公表の方法

平成 32 年度までの各年度において、本計画の目標工賃の達成状況の把握を行い、その結果については、県ホームページへの掲載により公表します。

1 販路拡大

(1) 共同受注窓口と連携した受注拡大

受注窓口を一本化し、複数事業所が協力して、作業や生産を分担することにより、新たな仕事の受注や大口の受注を可能とするためには、共同受注窓口の機能強化を図る必要があります。

このため、県内に3か所設置されている共同受注窓口と連携して、優先調達方針の策定が義務付けられている官公庁及び地方独立行政法人、また、県との包括連携協定締結企業、あいサポート企業・団体、社会貢献活動（CSR）に取り組む民間企業等に対し、積極的な販路や役務業務の受注拡大に取り組みます。

また、共同受注窓口に合同商談会への積極的な参加を促し、企業と事業所の受発注マッチングの機会の増加に取り組みます。

【参考】県内の共同受注窓口一覧

団 体 名	所在地	設立年月	会員事業所数
公益社団法人 広島県就労振興センター※	広島市	平成24年9月	118事業所 ※平成30年3月31日時点
一般社団法人 トータルライフサポートふくやま	福山市	平成22年8月	65事業所 ※平成30年3月31日時点
一般社団法人 花と緑のハート事業協会	広島市	平成21年8月	7事業所 ※平成30年3月31日時点

※ 公益社団法人広島県就労振興センターにおいて、「ふれ愛プラザ」が運営されており、県と広島市が連携し、運営を支援しています。

(2) 障害者優先調達推進法に基づく優先的調達の推進

事業所が製作した物品発注において、納期が短期間、規格・仕様が特殊、優先発注制度の不知・理解不足等の理由により、障害者就労施設等以外へ発注している実績があり、課題となっています。

このため、事業所が製作した物品を優先的に発注できるよう、毎年度、優先調達方針を策定し、県庁内及び市町等における優先調達制度の周知徹底を図るとともに、優先調達目標額の達成状況の把握や目標達成に必要な取組の見直しなどにより、優先調達実績額の増額に取り組みます。

また、事業所が提供可能な製品やサービスの情報、優先調達実績額について、県ホームページにおいて分かりやすく公表することにより、県が必要とする物品等の需要と事業所が製作する物品等とのマッチングに繋げるとともに、事業所に対し、県の入札参加資格の取得を推奨し、随時、県の優先発注用品の情報提供に努めます。

なお、優先調達方針が未策定及び優先調達実績が未公表又は目標未達成となっている市町及び地方独立行政法人に対して、必要な助言を行います。

【参考 1】 広島県の優先調達目標額・実績額

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害福祉計画 目標額	27,000 千円	27,500 千円	28,000 千円	34,000 千円	35,000 千円	36,000 千円
優先調達方針 目標額	29,000 千円	34,000 千円	34,000 千円	34,000 千円	—	—
実績額	32,513 千円	30,797 千円	32,858 千円	—	—	—

【参考 2】 広島県における障害者就労施設等からの物品等の優先調達実績（平成 29 年度）

品 名 等	件 数	金 額
事務用品書籍, 食料品	36 件	4,117 千円
小物雑貨	17 件	997 千円
その他の物品	7 件	42 千円
印刷	948 件	24,559 千円
クリーニング	116 件	1,275 千円
清掃・施設管理	2 件	861 千円
情報処理, その他の役務	6 件	1,007 千円
計	1,132 件	32,858 千円

※優先調達実績の内訳については、県内市町を含め、県ホームページの「障害者優先調達推進法について」に掲載しています。 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/yuusentyoutatusuisinhou.html>

【参考 3】 広島県における随意契約による優先的発注方針（平成 27 年度以降）

区 分	発 注 内 容
物 品	印刷物 ◆予定価格の制限なし ◆名刺, 封筒, 一枚もののチラシ・パンフレット等及び冊子（黒色単色かつ完全原稿で校正なしのもの）に限定
	印刷物以外の物品 ◆予定価格 160 万円以内で障害者就労施設等が自ら製作している物品

(3) 包括連携協定締結企業等との連携強化

公益社団法人広島県就労振興センターでは、平成 29 年度までに 43 企業・団体^{*}において常設販売や作業受注等の取組を実施しましたが、引き続き、常設販売等に取り組むために、さらなる企業・団体と連携する必要があります。

このため、県と包括連携協定を締結している 17 企業・団体と、店舗・事務所での事業所製品の常設販売やイベント販売、また、メーカーからの技術支援等の連携強化に取り組みます。

※常設販売や作業発注等の取組企業・団体

アーバイン広島セントラル, イオン株式会社, 株式会社 AKI 製作, 株式会社エスキス, 株式会社カンプリ, 株式会社クマヒラセキュリティ, 株式会社トモエ, 株式会社ナカヤ, 株式会社ハーストーリィプラス, 株式会社プリンスホテル, 株式会社ローソン, 株式会社広島三越, 株式会社大丸商事, 株式会社大京, 株式会社東急ハンズ, 株式会社日本政策金融公庫, 株式会社福屋, 広島県観光連盟, 広島国際大学, 広島信用金庫, 広洋産業株式会社, 自動車検査独立行政法人中国検査部, 手づくり木工工房ヒトトキ, 全国社会就労センター協議会, 全日空商事株式会社, 中国労働金庫, 中村工業株式会社, 東北容器株式会社, 独立行政法人自動車事故対策機構, 独立行政法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所, 独立行政法人水産総合研究センター, 日本年金機構, 反射材本舗, 文化シャッター株式会社, 有限会社イーエスシーアイ, 有限会社栗川商店, 海上自衛隊, 神戸税関, 中国経済産業局, 中国財務局, 中四国厚生局, 広島県, 安芸高田市

【参考】包括連携協定企業等一覧

コンビニエンスストア	メーカー
株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ローソン 株式会社ポプラ	カゴメ株式会社※ ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 サッポロホールディングス株式会社 アヲハタ株式会社 大塚製菓株式会社
スーパー・百貨店	その他
株式会社イズミ イオン株式会社 株式会社福屋	西日本高速道路株式会社 国立大学法人一橋大学 三井住友海上火災保険株式会社 福山通運株式会社 ヤマトホールディングス株式会社 ヤマト運輸株式会社 広島県生活協同組合連合会

※平成 29 年 4 月，平成 30 年 5 月にカゴメ株式会社から 3 か所の事業所にトマト苗の寄贈が行われています。

(4) 県や関係団体が主催するイベントへの出展

平成 29 年度までに「環境の日」ひろしま大会，介護の日フェスタ，ヒューマンフェスタ等のイベントに共同受注窓口が出展していますが，出展可能なイベントは，まだ数多くあると想定されます。

今後も，広島県や関係団体が主催する各種イベントへ共同受注窓口や事業所が参加し，販売機会が確保されるよう，関係各部と連携の上，イベントへの出店機会の拡充を図ります。

(5) 県庁舎内販売の実施

平成 17 年 10 月から実施している，ふれ愛プラザによる県庁舎内販売は，多くの県民や県職員が固定客となっており，事業所製品販売に県が協力する重要な機会となっています。

平成 25 年度以降は，販売場所を県庁正面玄関ロビーとし，より多くの県民や県職員が購入できる環境を整備しています。

今後も，県庁舎を訪れる県民や県職員に広く PR する場として，ふれ愛プラザによる県庁舎での販売を継続して取り組みます。

(6) 障害者アート作品を活用した商品開発

障害者アート作品を活用した商品化により，県民の障害に対する理解の促進や障害者の社会参加の促進につながるため，各事業所においては，独自に障害者アート作品を活用した商品化に取り組んでいます。認知度が低いことなどから，売上げが伸び悩んでいます。

このため，県では，商品開発会社と協働し，魅力ある商品開発に取り組むことにより，障害者アート作品の販売促進に取り組めます。

2 体制整備

これまで県が実施した体制整備に係る事業に参加した事業所については，工賃向上の効果が見受けられるため，新規開設の事業所や工賃実績が低い事業所等に対して，引き続き，本事業に参加するよう指導を行います。

特に、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、平均工賃月額に応じた報酬設定が行われ、平均工賃月額が低いほど基本報酬（単位）が低くなっているため、工賃実績が低い事業所への支援を行う必要があります。

(1) 事業所職員スキルアップ事業の実施

製品企画及び高度な専門的技術の取得等は、工賃向上に直接的に繋がると考えられます。

このため、事業所職員に対して、魅力ある製品開発や販路拡大、また、事業所運営の課題解決に向けた研修等を継続して実施します。

(2) 専門家指導による技術・販売力向上事業の実施

平成 24 年度から開催している事業所が製作する菓子類の品評会「ひろしま S-1 サミット」は、平成 26 年度から、カープファン感謝デーの協賛イベントとして、「MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島」で開催するとともに、平成 28 年度からは最優秀賞製品を「ひろしま夢ぷらざ」で販売することにより、事業所製品に対する県民の理解促進だけでなく、県内外へのアピールにも絶大な効果を発揮しています。

また、「ひろしま S-1 サミット」への出展を通して実施される、パティシエ等の専門家による適切なアドバイスにより、製品力向上や事業所利用者の生産意欲の向上が図られています。

このため、「ひろしま S-1 サミット」を継続して開催するとともに、近年、参加事業所が減少傾向にあることから、様々な広報媒体等を活用し、参加事業所の確保に努めます。

一方で、スイーツやスナックを製造・販売する事業所が限定的となっているため、他の製品の製造・販売を行っている事業所に対する専門的な支援についても、引き続き、検討していきます。

(3) 障害者就労支援事業所売上向上対策事業の実施

障害者の就労支援に関する有識者等による県レベルの協議会を設置し、共同受注窓口やふれ愛プラザと連携を図りながら、各々の運営強化策の検討・助言を行うことにより、製品力及び売上げの向上を目指します。

ア 共同受注窓口の運営

共同受注窓口コーディネーターを配置し、企業等からの受注確保の営業活動や企業との連携による新製品提案等を実施します。また、協議会と連携し、共同受注窓口の自立した運営に向け、役務の提供体制の確立や営業方針の検討を行うなど、共同受注窓口の運営強化を図ります。

イ ふれ愛プラザ活性化への取組

ふれ愛プラザの売上額が伸び悩んでいるため、ふれ愛プラザにコーディネーターを配置するとともに、コンサルタントによる経営分析を踏まえ、平成 28 年度に公益社団法人広島県就労振興センター、広島市と連携して策定した「ふれ愛プラザ活性化実施計画」に基づき、消費者ニーズに対応した製品の企画開発やイベント出展等による製品 PR 等を行います。

また、協議会と連携し、ふれ愛プラザで販売する製品のブラッシュアップや情報発信力の強化等、ふれ愛プラザの自立した運営に向けた販売力強化に努めます。

【参考】ふれ愛プラザの売上額

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総売上額	16,761千円	17,847千円	18,704千円	23,045千円	22,894千円	24,161千円
うち店舗売上額	10,701千円	10,147千円	11,161千円	10,524千円	10,191千円	10,094千円

ふれ愛プラザ（広島市中区紙屋町地下街シャレオ南通り）

福祉情報の発信や障害者との交流，就労移行支援の場となる福祉公共スペースとして，事業所が製造した製品（お菓子，パン，雑貨等）を販売しています。

(4) 農福連携による障害者の就労促進事業の実施

近年，農業従事者が減少・高齢化する中で，障害者の就労訓練・雇用の場として事業所が農作業に取り組むなど，「農業と福祉の連携」を図ろうとする動きが活発化するとともに，平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において，障害者の農福連携の推進が掲げられており，今後，農福連携は，成長が期待できる分野とされています。

このため，農業の専門家の事業所への派遣による農業技術に係る指導・助言，生産された農産物の販路開拓に向けた共同受注窓口との連携，生産・加工・販売までの6次産業化に取り組む事業所の増加やネットワーク化，農福連携に関するセミナーやマルシェの開催等，国の財政支援制度を活用しながら，取組の拡充を図ります。

また，農福連携全国都道府県ネットワークによる先進事例調査などを通じて，農業分野における障害者就労の情報収集などを行い，県内で農福連携に取り組む事業所への支援に活用します。

(5) 工賃向上計画策定研修及び共同受注窓口研修等の支援

公益社団法人広島県就労振興センターが主催する専門家や有識者を講師とした各種研修事業等は，毎年実施されており，参加事業所数も多く，事業所ニーズに沿った研修が実施されています。

特に，障害者一人ひとりの工賃向上のためには，障害福祉サービス利用者の個別支援計画と連動した工賃向上計画を策定する必要があり，引き続き，工賃向上や製品の販売促進に向けて，効果的な研修となるよう，助言等の支援を行います。

3 普及啓発

(1) 県民への働きかけの強化

大手コンビニエンスストアでの常設販売や「ひろしまS-1サミット」の開催等を通じて，普及啓発に努めていますが，事業所製品の購入を希望する県民に必要な情報が，十分提供されるには至っていません。

このため，県民の購入促進等に向けて，製品力の備わった事業所製品等については，各種イベントだけでなく，ホームページやSNS等の各種インターネットサービスを通じて，継続的なPRに努めます。

(2) 企業への働きかけの強化

共同受注窓口等により企業へ販路開拓が進展していますが，まだ十分ではありません。

このため，企業からの発注促進等に向けて，関係部局と連携して合同商談会への積極的な参

加や、事業所製品及び受注可能な役務業務をホームページやSNS等の各種インターネットサービスを通じてPRすることにより、事業所と企業の橋渡しができるよう支援します。

(3) 事業所への働きかけの強化

工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を紹介することにより、その成功事例から他の事業所が学習し、実践する取組が必要です。

このため、工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を研修等で紹介し、他の事業所への波及促進に取り組めます。

(4) 「あいサポート運動」との連携

県が取り組んでいる「あいサポート運動」において、184,193人のあいサポーターを養成するとともに、あいサポート企業・団体として611団体を認定しています（平成30年3月末現在）。これらあいサポーターやあいサポート企業・団体と連携して普及啓発を行うことが有効であると考えられます。

このため、県民や企業への働きかけに有効な「あいサポート運動」と連携した方策について検討するとともに、事業所製品をPRするために、あいサポート製品としての認証制度やロゴマークの設定、活用について検討します。

また、事業所から積極的に製品を購入したり、製品の販売場所を提供したりしている企業・団体等について、あいサポート企業・団体として認定するとともに、先進的な模範となる取組については表彰を行います。

あいサポート運動

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そして、それぞれに必要な配慮の仕方を理解し、日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい共生社会を県民のみなさんと一緒につくっていく県民運動です。

第7 市町の取組

市町は、事業所を利用する障害者の地域生活を支える視点に立ち、次のような取組を強化し、事業所の工賃アップに向けた取組を積極的に支援することが求められます。

1 発注の拡大

- (1) 障害者優先調達推進法に基づく優先調達方針の策定、調達目標額（実績額）の増額
- (2) 発注拡大を図るための調達担当課等との庁内連携体制の整備
- (3) 市町庁舎等での事業所による常設・定期販売の実施
- (4) 障害者の就労の機会や業務、事務の創出

2 企業等への発注促進

- (1) 広報誌やホームページ等を活用した企業への事業所製品の周知
- (2) 企業等による事業所製品の発注等への協力依頼
- (3) 企業等と事業所が連携する仕組みや体制作り

3 住民への理解促進

- (1) 広報誌やホームページ等を活用した住民への事業所製品の周知
- (2) 庁舎を訪れる住民への事業所製品のPR
- (3) 住民向け記念品、啓発用品、ふるさと納税返礼品等への事業所製品の活用
- (4) 市町や関係団体が主催するイベントや、公共施設等への出展の呼びかけ

4 市町の取組内容

市町名	民間企業等からの発注促進の取組	行政からの発注促進の取組	その他の取組
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等における仕事の受注拡大や製品の販路開拓、新商品の開発等を図るための事業を委託により実施する。 ・障害者就労施設等に積極的に業務発注を行う民間企業等を認定、顕彰する制度の創設を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の調達実績に基づき、本年度の調達目標を設定し、幹部会議等において、庁内に調達推進を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回、年間を通じて市役所本庁舎内等で事業所の自主製品の販売を実施する。
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等の障害者雇用の実態調査等を行い、障害特性に応じた働き方や障害者に対する理解促進を図り、一般就労の拡大とともに、障害者就労施設への物品や業務発注の促進など、関係機関と連携し取り組む。 ・障害者就労施設が受注可能な物品・役務について、ホームページに掲載し、広報に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所が受注可能な商品や役務の情報について、庁内での周知を図る。 ・公共施設で共同販売を行っている情報等を地元誌などに情報提供し、広報の機会を増やす。 ・庁内会議において、他部署での発注実績等を紹介し、障害福祉サービス事業所で発注可能なものについて全庁的に検討し、発注促進を図る。 ・単独の受注が難しい業務に 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会において、工賃向上のための情報交換や情報提供、研修などを行う。 ・障害福祉サービス事業所の製品を共同販売する場合に、公共施設のスペースを提供する。

		ついて、複数の事業所が協力して受注できるよう、共同受注の体制の強化を図る。	
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSなどの媒体を活用して事業所の取り組みを紹介し、発注の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への発注について、市内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱い商品を掲載した事業所の商品カタログをイベント時などで紹介し、発注の促進を図る。 ・障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループで定期的に会議を開催し、販路拡大、商品開発、イベント参加による合同物販等の充実を図る。
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター委託事業による、企業での除草業務や軽作業の受託。 ・コーディネーター委託事業による、商品開発にかかる技術的な指導・支援。 ・広報冊子等の作成・配布。 ・共同受注窓口の設置検討。 ・コーディネーター委託事業による、企業等のマッチング。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内会議を開催し、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定め、官公需の促進を図る。 ・広報冊子等の作成・配布 ・市と事業所等のマッチング ・市内販売の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会（就労支援専門部会）において、中小企業家同友会との連携についての協議や、他市町の取組等参考にするため、事業所等関係者を招いて意見交換の場を設けている。 ・市の主催するイベントでの販売。 ・官公庁所有建物での販売ブース設置。 ・市の関連施設、イベント等において商品の企画開発。 ・コーディネーター委託事業の活用。
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等への発注促進に係る啓発事業。 ・市町の広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への発注について、市内へ周知文書を発出し、官公需の促進をさらに図る。 ・市内販売の拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町行政による広報の強化 ・庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供
福山市	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等からの問い合わせに対し、共同受注窓口の活用により受注機会の拡大が図られていること等の情報提供を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課に提供できる物品及び役務の情報を提供し、発注の促進を図る。 ・関係課において、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る協議を行い、取組の周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用許可により「市役所本庁1階ロビー」や「ふれあい喫茶」等、営業及び物品を販売する場所を提供する。
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。 ・地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の事業所への発注について、府中市健康地域づくり審議会いきいき世代づくり分科会（府中市自立支援協議会）に年度目標を定める。 ・事業所への発注について、市内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。 ・幹部会議において、官公需への取組の周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。
三次市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に商工会議所と連携し、会議所会員・企業が市内の障害者就労支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援事業所への業務発注について、年度当初及び次年度予算作成時に市 	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎内での事業所製品販売スペースを引き続き提供する。

	設を訪問見学する機会を設け、民間企業からの発注促進の取組を行う。	内部へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	
庄原市		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への発注について、庁内へ周知し発注促進を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ホールでのパン、菓子、惣菜等の定期販売を認める。 ・市のイベントでの販売依頼。 ・作業所からの依頼で、売り上げの一部が作業所工賃へ充てられる、そうめんやうどん等商品の購入について、市職員へあつせん、取りまとめをする。
大竹市	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等からの発注促進のため、市内及び近隣市町の事業所等と商工会議所が情報交換できる仕組みづくりの支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内や近隣市町の事業所等に関して、発注可能な物品、役務の情報を収集し、庁内で周知し、発注促進を図る。また、特定随意契約制度の活用にも努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内で昼休憩時にパン、クッキー、ジャム等の食品及び雑貨類の販売を許可している。
東広島市		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等への発注について、庁内へ周知文書を発出し、より一層の普及促進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会内における部会において、障害者就労施設商品販売に繋がり得るスペース確保、イベント出品を図る。 ・自立支援協議会内における部会において、農福連携について農業担当課含めて協議を行う。
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所を通じたチラシの封入作業等を、「はつかいち福祉ねっと」の福祉就労ワーキングで受注できるよう働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課に市内障がい者福祉事業所の商品紹介を行い、物品購入や役務の委託について依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はつかいち福祉ねっと」のホームページに取扱品の掲載を実施。 ・庁舎ロビーでの販売（ジャム、パン）。 ・庁舎ロビーでの事業所の紹介と商品の展示等を実施。 ・庁舎内で営業しているコンビニエンスストアにおいて、市内障がい者福祉事業所の商品を販売。
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・管内事業所と、取扱製品、サービスのリストを作成し、企業等に配布し受注につなげる等販路拡大への支援の方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内に周知文書を発出し、事業所への発注促進を図る。 ・広報や通知の封入作業等を受注する。 ・幹部会議等へ官公需への取り組みの周知徹底について提案する。 ・共同受注窓口の設置により、事業所への発注機会の拡大を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内にて月1回障害者施設製品（食品、雑貨等）の販売スペースを提供している。（実施主体：安芸高田市自立支援協議会） ・自立支援協議会等での工賃向上の具体的な方策を検討する。 ・市主催の各種イベント等への積極的な参加を呼びかける。
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会を通じ、事業所で発注可能な作業について、商工会等へ案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部会議等で優先調達等の周知を図り、又、庁内へ周知文書等を発出し、官公需の促 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の周知を一般に向けて図り、発注を促進するため、事業所のイベント等への

	し、発注を促進する。	進を図る。	積極的な参加を引続き依頼する。
府中町	・広報誌に事業所紹介記事を掲載し、発注の促進を図る。	・予算編成方針の留意事項として全庁に示し、予算編成方針説明会で周知を図る。 ・役務（草刈・清掃業務等）契約の推進を行う。	・庁舎内に事業所製品の販売スペースを設けることを検討する。
海田町			・福祉保健祭り（町主催）において事業所による出店販売
熊野町	・町広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	・事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。	・庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。 ・町主催のイベント等への積極的な参加呼びかけをする。
坂町	・市町の広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	・市町の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。	・職員に対してのケーキ等授産製品の注文依頼。 ・庁舎等を活用した事業所製品販売スペースの提供。
安芸太田町	・安芸太田町地域自立支援協議会を活用し、商工会等を通じ町内事業所への発注などの働きかけを行う。	・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定を行うと共に契約担当課と連携して庁内への周知を行い、関係事業所への発注促進を行う。	・町が主催する各種イベントへの積極的な出店参加の呼びかけを行う。
北広島町	・管内事業所と連携し取り組み等について協議する。	・庁内に管内事業所の利用促進を図るよう周知する。	
大崎上島町	・広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	・優先調達方針に基づいた軽作業や記念品等の委託及び受注。	・庁舎内での定期販売スペース提供。
世羅町	・町の広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。 ・商工会を通して、地域の商工会会員や企業等へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。	・商品をふるさと納税の返礼品に指定 ・町管理の庁舎、公園、施設等の清掃・除草業務の受託 ・定期的な庁内販売 ・軽作業の受託 ・課長会議において優先調達推進について説明、事業所への発注促進と情報提供	
神石高原町	・町広報に事業所の販売製品の紹介と発注を促進する記事を掲載する。 ・民間企業に事業所の製品を紹介し、定期購入をお願いする。	・庁舎内での販売の促進。 ・工賃向上につながるための、使用機器購入への一部助成。 ・保育所や学童保育でのおやつとしての物品の購入。 ・式典等でのお土産としての物品の購入。	・物品販売できるイベント等の事業所への紹介。

第8 事業所の取組

工賃向上計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とし、現状分析を踏まえた取組方針と、具体的な方策、各年次の目標工賃を定めるものとします。

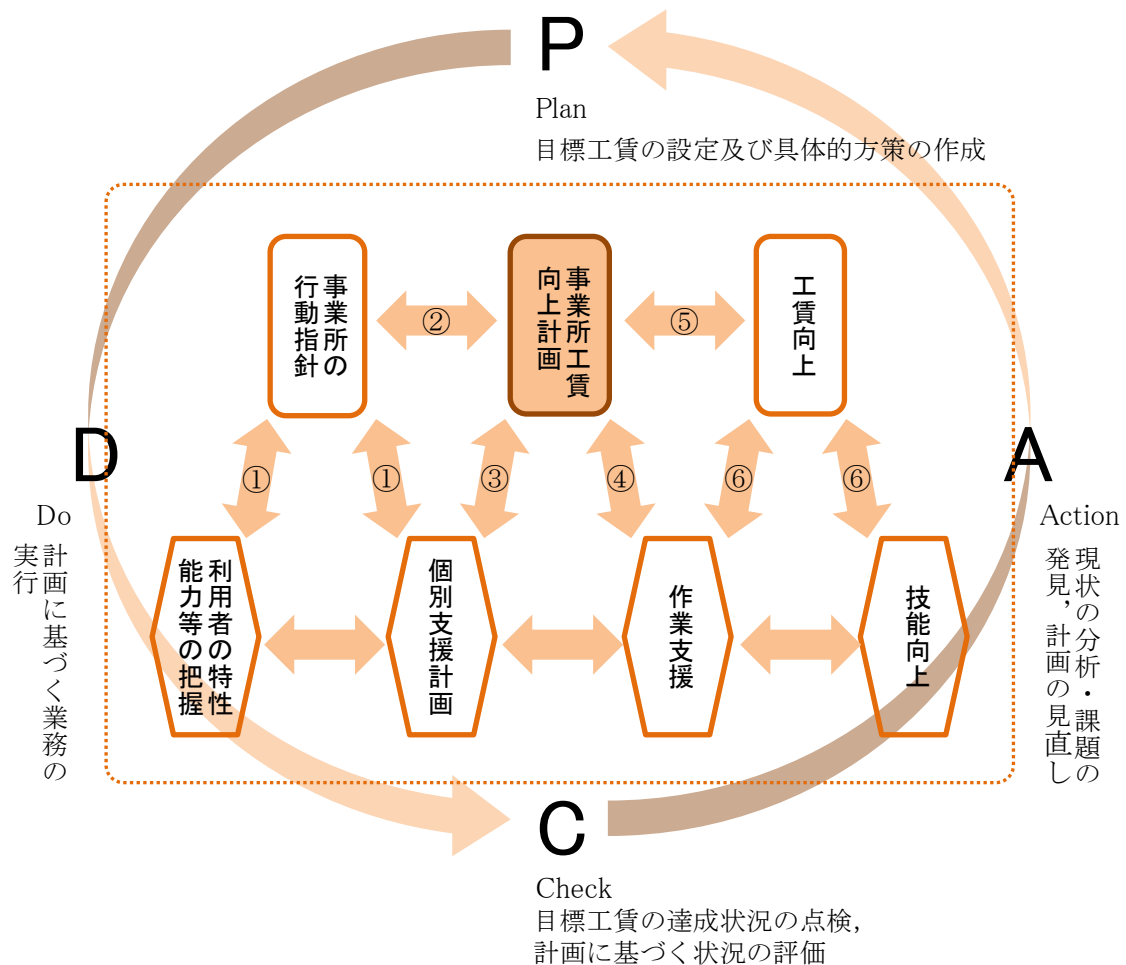
この計画を着実に進めるに当たっては、事業所の経営理念や運営方針と連動した計画となるよう、課題や目標を関係者が共有し、それぞれが自らの役割や責任を自覚し、管理者、職員、利用者及び家族が一体となって工賃アップに取り組むことが重要です。

1 PDCAサイクルの確立

実効性の高い計画として機能するよう、PDCAサイクルを意識し、取組の成果や環境の変化等に応じて、適宜内容を見直す必要があります。特に、C（Check…評価・分析）について、現状の成果を把握し、毎日の成果を確認、週／月ごとに比較することが必要であり、A（Action…見直し）について、C（Check…評価・分析）で明らかになった課題から「どうすれば利用者一人ひとりの工賃が向上するか」について、個別支援計画と連動させて具体的に検討する必要があります。

また、事業所開設当初は、PDCAサイクルを意識し、今日、今週、今月と評価・分析して見直しを行う体制を確立し、的確な現状把握と目標管理を行うことが必要です。

なお、毎月の目標との差異を把握し、その原因究明と素早い改善を行い、失敗のリスクを少なくする必要もあります。



番号	実現のための方法論
①	利用者の特性や能力及び個別支援計画をベースにした事業所の行動指針，経営理念の合意形成やトップの決断力，ブレない意思表示が必要である。
②	事業所の行動指針を定め，所内で意思共有を行うことにより，単に売上高，工賃額だけがクローズアップされるような工賃向上計画ではなく，工賃向上に向けた課題や取組の方向性等を定めるというプロセスを踏んだ工賃向上計画を策定する。
③	個々の利用者のニーズ，能力，やる気を尊重し，個別支援計画とリンクした工賃向上計画により，職員だけや出来る利用者だけが作業に従事するという事態の発生を防止する。
④	自らの事業所が選択・実施できる作業種目と量の把握や，それが利用者のニーズや特性に合っているかを相互に確認しながら工賃向上計画の達成に取り組む。
⑤	工賃向上計画における目標や取組方策を事業所全体で確認し，計画を実現するための意識共有，振り返り，見直しを行うP D C Aサイクルを推進する。
⑥	作業を通じた利用者の成長と工賃向上が分断されたものにならないよう，支援に関わる職員の動機づけや研修等によるスキル習得に努める。

2 管理者のマネジメント力の向上

工賃向上は，利用者の支援とともに進めていくことが必要です。そのためには，管理者が，その先頭に立って舵をとらなければ前進できません。

利用者の思いを一番理解できる立場は現場であり，管理者は事業所全体を運営するマネジメント力の向上に努めるとともに，そのマネジメントにより，現場がしっかり声を上げること，そしてそれを吸い上げられる，現場と管理者との信頼関係を構築する組織づくりが重要です。

3 利用者の意識向上

管理者等が，事業所の利用者に対して，どうすればその人の工賃が増加し，どうなれば事業所の工賃基礎単価が増加するのかについて，具体的な取組のプロセスを記載した工程表や個別支援計画を通して明確に伝えるなど，利用者のモチベーションを高める取組が必要です。

例えば，休まず出勤することに対する評価加算や個別支援計画を達成することによる評価加算などを設定するといった「利用者の頑張りを評価する仕組み」が必要です。

一方で，労働の付加価値に対する対価として，時間当たりの作業量の向上に対する評価加算やより価値の高い，難易度の高い作業能力や技能の向上に対する評価加算などを設定するといった「利用者の能力を評価する仕組み」も必要です。

特に，一般就労を目指している利用者には，労働の付加価値が高い賃金に繋がることを十分理解してもらう必要があります。

4 利用者への支援

利用者が安心して働くことができる障害特性を踏まえた職場環境の整備や就労訓練等の支援が必要です。

- (1) 高齢化する利用者への支援
- (2) 精神障害者，発達障害者，自閉傾向の強い利用者に対する支援
- (3) 利用日数の少ない利用者への相談支援専門員と連携した生活支援

5 製品力の強化

製品の購入促進のために，一般企業製品にも負けない魅力ある製品を開発し，製品の良さをPRする必要があります。

- (1) 広島県産品や地元食材の使用
- (2) 多様なメディアを利用した製品のPR
- (3) 安全・安心な製品づくりのPR
- (4) 手づくり，ハンドメイドの良さのPR
- (5) 農林水産業における6次産業化による付加価値の高い製品の製造
- (6) 工賃単価の低い作業から高い作業へのシフト

6 販売力の強化

新たな販売方法の導入や企業，量販店等への販路拡大等による販売力の強化が必要です。

- (1) インターネット販売等，多様な販売網の構築
- (2) 積極的な企業，量販店等への販路拡大
- (3) 地元のスーパー，店舗等での売り場確保
- (4) 地域イベントへの積極的な出展

7 受注体制の充実

企業からの多様な製品，役務，労務等の発注に対応できるよう，受注体制を充実することが重要です。

- (1) 受注能力の精査及び作業工程の見直しによる受注体制の拡大
- (2) 共同受注窓口との連携による大量受注への対応
- (3) 施設外就労や在宅就労の活用

8 流通体制の整備

製品の製造から販売までの流通ルートを整備していく必要があります。

- (1) 各事業所による納品の共同化の促進
- (2) 関係企業の協力による既存の流通ルートの利用促進

9 優良事例等の活用

工賃実績の高い事業所や工賃実績が伸びている事業所の事例を情報収集し，活用することが重要です。

なお，広島県が平成30年1月に調査した「工賃向上の優良事例及び他の事業所への参考，モデルとなる事例」は，次のとおりです。

※ 平成30年1月調査結果については，66頁～71頁を参照してください。

(1) 利用者の意識向上

- ◆基本作業の他に「任意参加できる工賃加算型作業」を設定し，積極的に作業に参加することにより，工賃が上昇する仕組みを導入している。
- ◆皆勤賞を設定し，一定額を工賃に加算する仕組みを導入している。
- ◆地域生活に係る勉強会や企業見学会を実施し，利用者の就労意識の向上に取り組んでいる。

(2) 利用者への支援

- ◆個々の利用者の障害特性等に配慮した作業環境や定期的な作業内容のマッチングの見直しを行い，より本人の力が発揮できる業務体制としている。

- ◆利用者の作業能力向上のため、振り返りをしながら作業内容や能力を確認するとともに、作業能力に応じて工賃を加算している。
- ◆県主催の工賃向上関係研修に参加し、事業所職員の意識向上に努め、工賃向上に向けた利用者の支援を行っている。

(3) 製品力の強化

- ◆県や公益社団法人広島県就労振興センター主催による事業所の体制整備関係事業に参加し、製品のブラッシュアップや新製品の開発に取り組んでいる。
- ◆県の農福連携事業に参加し、農産物やその加工品の品質向上のための指導、助言を受けている。
- ◆専門家に技術指導ボランティアを依頼し、定期的に指導、助言を受けている。

(4) 販売力の強化

- ◆積極的な外販の営業に取り組んでいる。
- ◆フェイスブックやホームページ等のインターネット媒体による広報に取り組んでいる。
- ◆市町の観光課や観光協会、地域振興会、地域農業法人、市内の任意団体等との連携に取り組んでいる。

(5) 受注体制の充実

- ◆定期的な作業内容や工程の見直しに取り組んでいる。
- ◆受託作業の契約単価設定に最低賃金の考え方を導入している。
- ◆他事業所と連携して、大型受注に耐え得る体制の構築に取り組んでいる。

10 より高い障害福祉サービス等報酬の算定

インセンティブが機能する事業所運営を行うため、より高い報酬の算定を行う必要があります。平成30年度の報酬改定により、これまでの「利用定員」を基本とした報酬算定の考え方に、「前年度の平均工賃月額」に応じて評価するという要素が新たに加えられ、従前の「目標工賃達成加算」が廃止されました。

また、就労継続支援事業所から一般就労への移行と定着をより一層推進するため、就労移行支援体制加算についても、定員規模及び就労定着者数に応じた評価に見直しが行われました。

(1) 就労継続支援B型サービス費（基本報酬，平均工賃別）

利用定員20人以下	I 型 ^{※1}	II 型 ^{※2}
前年度平均工賃月額	報酬単価	報酬単価
4.5万円以上	645 単位/日	587 単位/日
3万円以上 4.5万円未満	621 単位/日	565 単位/日
2.5万円以上 3万円未満	609 単位/日	555 単位/日
2万円以上 2.5万円未満	597 単位/日	544 単位/日
1万円以上 2万円未満	586 単位/日	534 単位/日
5千円以上～1万円未満	571 単位/日	520 単位/日
5千円未満	562 単位/日	512 単位/日
利用定員21人以上40人以下	I 型	II 型
4.5万円以上	572 単位/日	523 単位/日
3万円以上 4.5万円未満	552 単位/日	504 単位/日
2.5万円以上 3万円未満	541 単位/日	494 単位/日
2万円以上 2.5万円未満	531 単位/日	485 単位/日
1万円以上 2万円未満	521 単位/日	476 単位/日
5千円以上～1万円未満	508 単位/日	464 単位/日
5千円未満	500 単位/日	457 単位/日
利用定員41人以上60人以下	I 型	II 型
4.5万円以上	537 単位/日	486 単位/日
3万円以上 4.5万円未満	518 単位/日	468 単位/日
2.5万円以上 3万円未満	508 単位/日	459 単位/日
2万円以上 2.5万円未満	498 単位/日	450 単位/日
1万円以上 2万円未満	489 単位/日	442 単位/日
5千円以上～1万円未満	476 単位/日	431 単位/日
5千円未満	469 単位/日	424 単位/日
利用定員61人以上80人以下	I 型	II 型
4.5万円以上	527 単位/日	476 単位/日
3万円以上 4.5万円未満	508 単位/日	458 単位/日
2.5万円以上 3万円未満	499 単位/日	450 単位/日
2万円以上 2.5万円未満	489 単位/日	441 単位/日
1万円以上 2万円未満	480 単位/日	433 単位/日
5千円以上～1万円未満	468 単位/日	422 単位/日
5千円未満	460 単位/日	415 単位/日

利用定員 81 人以上	I 型	II 型
前年度平均工賃月額	報酬単価	報酬単価
4.5 万円以上	510 単位/日	459 単位/日
3 万円以上 4.5 万円未満	491 単位/日	442 単位/日
2.5 万円以上 3 万円未満	482 単位/日	434 単位/日
2 万円以上 2.5 万円未満	473 単位/日	426 単位/日
1 万円以上 2 万円未満	464 単位/日	418 単位/日
5 千円以上～1 万円未満	452 単位/日	407 単位/日
5 千円未満	445 単位/日	401 単位/日

※1 I 型…利用者の員数 7.5 人に対して、従業者を 1 人配置している場合

※2 II 型…利用者の員数 10 人に対して、従業者を 1 人配置している場合

※3 障害基礎年金 1 級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に 2 千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

(2) 就労移行支援体制加算

就労継続支援 B 型を受けた後就労し、6 月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に 6 月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

利用定員	I 型	II 型
定員 20 人以下	42 単位/日	39 単位/日
定員 21 人以上 40 人以下	18 単位/日	17 単位/日
定員 41 人以上 60 人以下	10 単位/日	9 単位/日
定員 61 人以上 80 人以下	7 単位/日	7 単位/日
定員 81 人以上	6 単位/日	5 単位/日

1 広島県障害者自立支援協議会「就労支援部会」の役割

広島県障害者自立支援協議会「就労支援部会」において、各年度の工賃実績や取組の状況を報告し、各専門分野における情報の共有を図り、「工賃向上に向けた取組」について協議、助言、評価を行い、必要に応じて見直しを行うなどの取組の推進を図ることとします。

2 県の役割

県は、策定した「工賃向上に向けた取組」に基づき、具体的な施策、事業、取組を展開していくとともに、事業所の「工賃向上計画」の作成や推進を積極的に支援することとします。

また、事業所の「工賃向上計画」について、取組状況を把握し、目標達成に向けて必要な指導や助言を行います。

更に、工賃向上には、官民一体となった取組が必要であることから、市町や企業、事業者団体、地域関係機関などの協力が得られるよう、連携を十分に行うこととします。

3 市町の役割

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町においては、地域の企業や商工会議所、商工会、商店街等と連携して、きめ細かな事業所への支援が行われるよう、障害者自立支援協議会等を通じ、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援することとします。

4 事業所の役割

障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、すべての事業所が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要です。そのためには、事業所責任者の強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念、運営方針を示し、共有していく必要があります。

また、各事業所においては、個々の抱える課題を明らかにし、利用者一人ひとりの工賃向上に着目した個別支援計画と連動した「工賃向上計画」を作成することとします。

更に、必要に応じ県や公益社団法人広島県就労振興センター等の支援策を活用するとともに、関係機関等の協力を得ながら、工賃向上に向けた取組を積極的に行うこととします。